

全建労発第2号
令和5年4月4日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥村 太加典
〔 公 印 省 略 〕

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る
労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程
の一部を改正する件の施行について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落に係る労働災害が多発していることを踏まえ、「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会」において報告書がとりまとめられ、このたび厚生労働省から、労働安全衛生規則及び安全衛生特別教育規程の規程について一部改正する旨、周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に周知及び本改正省令等に基づく荷役作業の安全対策の徹底に引き続き取り組んでいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

以上

(担当：労働部 又木)